

虐待が疑われる重大事例等検証報告書（概要）（平成23年5月～平成24年2月検証実施分）

大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会

検証の目的・方法

（1）検証の目的

平成23年5月に発生した2歳女児、5歳女児の姉妹が母親との無理心中により死亡したと思われる事例について、今後の再発防止と児童虐待の発生予防、支援体制の充実のため、今後の取り組みの指標となる提言を行うことを目的に検証を行った。

（2）基本的な考え方

- ・本検証は、再発防止に向けた今後の方策を検討するためのものであり、個人の責任追及や事件化を行うためのものではない。
- ・調査においては、対象者の利益を損なう様な追求は行わない。
- ・個人の対応を問題とするのではなく、組織としての対応の問題を把握するものである。

（3）実施方法

関係機関等からの調査結果をもとに、大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会において、問題点・課題の抽出、提案事項の検討を進めた。

開催日程・委員

開催日程：平成23年5月～平成24年2月（計5回実施）

委員：大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会委員 7名

事例の検証から明らかになった問題点と課題

事例の検証を行った結果、次のような問題点・課題がみられた。

1 自殺が容易に起こりうることへの共通認識及び自殺予防の視点の欠如について

①実母の冷静で落ち着いた様子や部屋がきれいに片付いていることや、一時保護中の子どもの早期引取りの意思を示していることなどから一時保護を解除した。しかし、その後に実母が再び自殺を考える可能性や自殺の防止に関して注意すべき点などについて精神科医等の自殺に関する専門家の意見を聞かず、市などの関係機関に留意点として伝えたりケースの具体的な支援体制の構築のための協議の場を持つことなく一時保護を解除している。

②児童相談所からケースの対応依頼を受けた市では、本ケースが自殺の危険性を孕んだケースであるという認識を強く持たないままに、実母の子どもへのケア能力が落ちてきているという状況や情報を見逃してしまっていた。

2 児童相談所における自殺予防の視点の確保について

児童の一時保護を契機に一時期において児童相談所が中心となって関わり市に繋いだケースだったが、現在の児童相談所の体制の中では専門家の配置がなく、また、いつでも意見を求めることができるような関係機関との密接な連携体制が構築されていなかったため、自殺予防の視点が十分でなかった。

3 育児支援の視点からのケースワークの必要性

①子どもの養育がきちんとできているかという視点での見守りが継続されていれば、関係機関(保育所、幼稚園等)からの情報を集約したうえでの支援・対応ができていた可能性があった。

②個別ケース検討会議等において、ケースのフォローについて検討がなされていなかった。

4 児童相談所から市へのケース対応依頼について

児童相談所から市へのケース対応依頼が電話連絡により行われ、ケースについて具体的に留意すべき点や、どういった体制でケース家族を見守っていくかという基本的な確認が明確な形で行われていなかった。

5 市の児童相談体制及びケース管理のあり方について

ケース記録が福祉事務所内で供覧されておらず、ケース情報を担当職員がひとりで持ったままの状態が続いていたことや、一部の相談対応について相談内容の記録が不十分だった状況が見受けられるなど、児童相談に係るケース管理が組織的に行われていなかった。

再発防止に向けた提言

1 関係機関における自殺予防に関する視点の確保と対応の強化について

(1) 児童相談所、市町村等関係機関の職員に対する研修の実施

自殺が容易に起こりうることへの共通認識や自殺予防の視点が欠けている場合にはケースが置かれている状況を見誤り、適切なケース対応に繋がらないことが起こり得る。

自殺は些細なきっかけで起こりうるほか、一旦自殺が心配されたケースについてはその危機が去ったと思われる場合でも継続的な見守りが必要なケースが存在すること。このようなことから、自殺のリスク要因や自殺予防のための対応等について関係職員の認識を高め、ケース対応における感度（見立て力）等を向上させるために、児童相談所や市町村等の関係機関の職員に対して行う通常の研修の内容に自殺予防に関する講義等を組み込んでいくほか、必要に応じ専門的な研修・教育を実施することが望ましい。

(2) 児童相談所における自殺予防の視点の確保

心中による虐待死事例を防ぐためには、親等が自殺（心中）を考える可能性や自殺の防止に関して注意すべき点など、自殺予防について専門的に関与できる精神科医等の専門家の意見を聞き、これにより得た情報を関係機関に留意点として伝えたり、ケースの支援体制を構築するための関係機関との協議を行うなど、具体的な対応に繋げていくことが重要である。

児童虐待相談対応の専門機関である児童相談所においては、自殺が危惧される（された）ケース家族に対してこのような自殺予防の視点を常に持つておくべきであり、そのため、児童相談所に常勤の精神科医を配置することが望ましい。

なお、当面の応急的な対策として、こころとからだの相談支援センター（精神保健福祉センター）をはじめとする専門機関との密接な連携体制を構築しておくことが必要である。その際、児童相談所として、専門機関への繋ぎが必要なケースの捕捉ができる体制となるよう、親等についての心理アセスメントを実施するための心理職員の増員を図ることが望ましい。

(3) 市町村における児童福祉部門と母子保健部門の連携の強化

市町村においても、常勤精神科医や心理職員を配置することが望ましいことは言うまでもないが、自殺予防の視点を働かせる意味で、母子保健部門（まれに児童福祉部門に配置されている）に配置されている精神保健に関する知識を有する保健師との連携を強化することが重要である。

明らかに自殺の可能性があるというケースだけでなく、自殺のリスク要因を有すると考えられるケースについては日頃から情報を共有しておくこと、ケースに関する情報は経緯を含めて事務職員では些細と思われることでもできるだけ共有すること、連絡・協議事項については記録として残し共有すること、状況に応じ誰がどう対応するか役割分担を明確にしておくことなどの工夫が必要である。

(4) 自殺が危惧されるケースに対する育児支援の視点からのケースワークの重視

自殺（心中）が危惧される（された）ケースについては、親等が自殺（心中）を図る直接の要因からの時間の経過や様子等に注目して、自殺（心中）の危険性が低下したと判断することは非常に危険である。当該親等による子どもの養育がきちんとできているかという視点を加えた形での見守りを継続し、あらゆる関係機関（保育所、幼稚園等）から十分に情報を集約したうえで、適切な支援・対応の方法を検討することが必要である。

なお、このようなケースについての支援・対応の方法の検討にあたっては、関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議等を積極的に活用することとし、必ず検討の対象として俎上に載せていくよう努める必要がある。

2 ケースに対する支援体制の構築等について

(1) 児童相談所から市町村へのケース対応依頼における支援の継続性の確保

自殺が危惧されるケースに限らず、児童相談所から市町村にケースの対応依頼を行う際は、依頼先の市町村に対して電話で依頼するのではなく直接赴いてすることとし、ケースに関する情報提供だけでなく、具体的に留意すべき点を伝える必要がある。

また、その際、当該市町村がどういう体制で当該ケース家族を見守っていくのかについての確認を必ず行い、当該市町村による主体的な関与を約束させるほか、必要に応じて児童相談所も参加して関係機関を集めてケースの支援の方針と機関ごとの役割等についての共通認識を持ってもらうことなどにより、支援の継続性について確認・フォローしていくことが必要である。

(2) 市町村におけるケースの支援体制の構築と役割・責任の明確化

ア 要保護児童対策地域協議会の効果的かつ積極的な活用

市町村においては、要保護児童対策地域協議会がケースの支援体制を構築するための重要なツールとなるが、県内では、実務者会議や個別ケース検討会議の開催状況が低調な市町村も多く見受けられ、必ずしも十分に活用されているとは言い難い。

関係機関が日頃から顔を合わせ、お互いの役割等を確認し合うとともに、いつでも連絡し合える関係性を構築しておくことにより緊密な連携が可能となることから、今後は、実務者会議を少なくとも月1回（個別ケース検討会議は必要に応じて随時）を開催するよう市町村に要請するとともに、その際、児童相談所も必ず同席すること等により、個々の要保護児童についての重層的なチェックを行っていく体制となるようにすることが望ましい。

イ ケースの支援体制における役割及び責任の明確化

要保護児童対策地域協議会などにおいて構成機関が集まってケースの支援方針の協議を行う場合には、必ず個々のケースの、「状態」や「支援にあたっての留意点」等について共通理解が得られるよう配慮するとともに、「誰がどのように評価していくのか」、「誰がどのように支援していくのか」、「どのような状況の場合に誰がどのように対応するのか」等を有耶無耶にせずの一つ一つ役割と責任分担をその場で明確にし、そのことを情報としても共有しておくことが非常に重要である。

要保護児童対策地域協議会の調整機関・事務局である市町村の児童福祉部門はこのことに留意し、全体を整理し、進行管理を行っていく必要がある。

ウ 市町村児童福祉部門の体制等の強化

市町村の児童福祉部門においては、家庭相談員等の特定の職員のみで相談対応を任せるとは避け、相談対応する職員の体制の充実に努めるとともに、相談対応記録などの基本情報について部門内で常に共有し、児童相談に係るケース管理についての組織的な対応を行っていくことが必要であり、常に自己点検を行い改善を行っていくことが重要である。

その上で、日頃の庁内外の関係所属・機関との緊密な連携の強化に努め、個別ケース検討会議をはじめとする要保護児童対策地域協議会の調整機関・事務局として、そのより効果的・積極的な活用についても常に主体性を持って企画し、必要に応じて見直しを行っていくことが肝心である。

なお、以上のようなことに対応できるよう、できるだけ十分な組織・人員体制とすることが望ましい。